



**IRCA 登録 OH&S 審査員向け**  
**BS OHSAS 18001:2007- 移行要求事項概要(531)-2007 年 10 月発行**

---

**適用範囲:**

本文書の目的:

1. BS OHSAS 18001<sup>1</sup> 2007 年版の改定に伴う OH&S 審査員への影響の概要を説明。
2. BS OHSAS 18001 2007 年版改定内容の詳細を概説。
3. IRCA の OH&S 審査員登録を維持するために必要な CPD 要求事項の説明。

**1. はじめに- 審査員にとっての BS OHSAS 18001:2007 改定の影響**

---

OH&S の初版は 1999 年に発行されました。2007 年 7 月に BSI は正式に BS OHSAS 18001:2007 への改定を発表しました。この改定の目的は初版の不明点を明確にし、その他の規格、ISO 9001、ISO14001、ILO-OSH との整合性を推進させることにあります。

改訂版への移行の期間は、2007 年 7 月 1 日（改定版発表日付）より 2 年間です。この期間内に組織は、認証や認定を OHSAS 18001:1999 から BS OHSAS 18001:2007 に移行しなければなりません。改訂版発表に伴う変更点や改善された点は数多くありますが、ビジネスや産業に重大な影響を与えるものはないと想定されています。

**2. BS OHSAS 18001:2007 で改定された点の詳細概説**

---

下記に、BSI 規格が定めた主要な変更点と審査員に影響があるいくつかの部分の概説します。条項番号は BS OHSAS 18001:2007 から引用しています。

- 2.1 「衛生」の重要性がさらに強調されている。
- 2.2 BS OHSAS 18001 はその中で前版のように「仕様」や「文書」ではなく、「規格」として述べている。これは、労働安全衛生マネジメントシステムの国家規格としての、OHSAS 18001 の採用の増加を反映してのことである。
- 2.3 「Plan-Do-Check-Act」モデル表が全体として表示されているのはまえがき部分だけである。
- 2.4 条項 2 の参考出版物が国際的な文書に限定されている。
- 2.5 新しい定義が追加され、従来の定義が改定された。
- 2.6 規格全体を通して、ISO 14001:2004 との整合性が一段と改善され、これにより ISO 9001:2000 との整合性も改善された。
- 2.7 "tolerable risk"（許容可能なリスク）は"acceptable risk"（受入可能なリスク）に置き換えられた。
- 2.8 "accident"（事故）は"incident"（事故誘因）に含められた。
- 2.9 "hazard"（危険源）には「財産の損害、職場環境の損害」を意味するものではなくなった。
- 2.10 "damage"（損害）は、OHSAS 規格が意図する、労働安全衛生に直接関与していないと考えられるようになり、資産管理の分野に含められるようになった。その代わりに、労働安全衛生に影響を与えるそのような "damage"（損害）リスクは組織のリスクアセスメントプロセスの中で定義され、適切なリスク管理の中で管理されなければならない。
- 2.11 ISO 14001:2004 と整合させ、下位条項 4.3.3 と 4.3.4 が統合され、4.3.3、目標及び実施計画になった。組織は、組織の関連する機能や階層にて、文書化された OH&S 目標を設定、実施、維持しなければならない。

---

<sup>1</sup> BS OHSAS 18001:2007 は OHSAS 18001:2007 に置き換えることもできる。



この目標は実施可能な場面においては測定可能で、疾病、傷害予防のためのコミットメント、法的要求事項や組織が認めるその他の要求事項の遵守、継続的改善を含む OH&S 方針と合致していなければならない。

目標を設定し見直す際には、組織は法的要求事項や組織が認めるその他の要求事項、OH&S リスクを考慮しなければならない。組織はまた、技術的な選択肢や、財務、業務、ビジネスにかかわる要求事項、関係する利害関係者の見解を考慮しなければならない。

## 2.12 OH&S 計画の一部として、階層型の管理を考慮するための新しい要求事項が導入された。(4.3.1)

### 危険源の特定、リスクアセスメントと管理の決定

組織は、危険源の継続的特定、リスクアセスメント及び必要な管理手段決定の手順を確立し、実施し、維持しなければならない。

危険源特定とリスクアセスメントの手順には、次の事項を考慮に入れなければならない：

- 定常活動及び非定常活動；
- 職場に出入りするすべての要員の活動（請負業者や来訪者を含む）；
- 人間の行動、能力、その他の人間的要素；
- 職場外からもたらされ、組織の管理下にある職場内の人員の安全衛生に悪影響を及ぼす可能性のある特定された危険源；
- 組織の管理下にある業務に関連する活動によって職場の近辺で発生する危険源。注-このような危険源は環境側面として評価されるほうが適切かもしれない。
- 組織又は他者から提供されている職場の設備、装置、資材；
- 組織、活動又は資材の変更や変更提案；
- 一時的な修正を含む、OH&S マネジメントシステムの修正とその業務、プロセス、活動に対する影響；
- 該当する法的義務で、リスクアセスメントや必要な管理実施に関連するもの；
- 人間の能力を考慮に入れた、職場領域、プロセス、施設、機械/装置、作業手順、及び作業組織の設計

組織による危険源特定とリスクアセスメントの方法は次のとおりでなければならない；

- 事後活動ではなく予防活動が確実であるよう、その適用範囲、性質、タイミングにてついて定められている。さらに、
- リスクの特定、優先順位決定、文書化と適宜管理の実施方法を規定する。

組織は、変更の管理として、変更を実施する前に、組織、OH&S マネジメントシステムとその活動における変更と関連した OH&S 危険源と OH&S リスクを特定しなければならない。

組織は、これらのアセスメントの結果を管理方法決定の際に考慮されることを確実にしなければならない。

## 2.13 変更の管理はより明確に規定されている。（上記 4.3.1 と下記、4.4.6）

### 業務管理

組織は、管理の実施が OH&S リスク管理にとって必要である場合に、特定された危険源に関連する業務や活動を決定する必要がある。これには変更の管理を含む（4.3.1 参照）。

組織が実施し、維持しなければならない業務と活動は次のとおりである；

- 組織や組織の活動に当てはまる業務管理。組織はこれらの業務管理を OH&S マネジメントシステムに組み込む；
- 購買された備品、機材、サービスの管理；

- 請負業者や職場の来訪者の管理;
- 文書化された手順。それがなければ OH&S 方針や目標逸脱にいたりかねない状況を網羅したもの;
- 規定された業務基準。それがなければ OH&S 方針やその他の目標逸脱にいたりかねない。

**2.14** ISO 14001:2004 に合わせ、新しく「遵守評価」が追加された。(4.5.2)

**遵守評価**

4.5.2.1 で、遵守の約束として(参照: 4.2 c)、適応可能な法的要求事項への遵守の定期評価手順の確立、実施、維持を規定している(参照: 4.3.1)。

組織は、定期評価結果を保管すること。定期評価の頻度は法的要求事項の違いによって異なるので注意すること。

4.5.2.2 で、組織が認めるその他の要求事項の遵守を評価すること(参照: 4.3.2)。この評価を 4.5.2.1 で規定されている、法的要求事項の評価と合体させることもできる。もしくは、定期評価の結果を構築することもできる。

注意-定期評価は組織が認める要求事項の違いによって異なる。

**2.15** 新しい要求事項として、「参画及び協議」が導入された。(4.4.3.2)

**参画及び協議**

組織は、下記の手順を確立し、実施し、維持すること;

- (a) 作業員自身による参画;
- 危険源特定、リスクアセスメント及び管理決定への適切な参画;
  - 事故誘因調査への適切な参画;
  - OH&S 方針と目標設定及び見直しへの参画;
  - OH&S に影響を与える変更がある場合の協議;
  - OH&S に関する事項へ代表として参加する。

作業員は、OH&S に関する事項の代表者が誰であるかを含め、作業員の参画の仕組みを知らされなければならない。請負業者の OH&S に影響する変更がある場合、請負業者と協議する。

組織は、OH&S に関する事項について、適切な場合、関連する外部利害関係者と協議することを確実にする。

**2.16** 新しい要求事項として、「事故誘因調査」が導入された。(4.5.3.1)

**事故誘因調査**

組織は、下記の目的のために、事故誘因を記録し、調査し、分析する手順を確立し、実施し、維持しなければならない;

- 事故発生もしくは、事故誘因となりかねない潜在的な OH&S 上の欠陥及びその他の要素を決定する;
- 是正処置の必要性を特定する;
- 予防処置の機会を特定する;
- 継続的改善の機会を特定する;
- このような調査の結果を周知させる。

調査は時宜に即して実施されなければならない。



**IRCA 登録 OH&S 審査員向け  
BS OHSAS 18001:2007- 移行要求事項概要(531)-2007 年 10 月発行**

---

是正処置、または予防処置の機会が必要として特定された部分は、**4.5.3.2** の関連する部分に従って取り扱われなければならない。

**3. OH&S 審査員登録の移行について**

---

新しい BS OHSAS 18001:2007 への改定は重要であり、IRCA は IRCA 登録の OH&S 審査員に改定された規格に関する知識を取り入れ、自身の OH&S 審査を実施するにあたり、変更点を理解していることを証明するように求めます。

**IRCA 登録 OH&S 審査員に対する移行要求事項**

すべての IRCA 登録 OH&S 審査員は、BS OHSAS 18001:2007 (OHSAS 18001:2007) の変更点に焦点を当てた、移行コースもしくはワークショップ (最低 4CPD 時間) を受講するように求められます。コースの受講は、新しい BS OHSAS 18001:2007 に照らした審査実施に先立ち修了していなければなりません。移行コース/ワークショップの修了と実施した審査の実績は 3 年毎の資格更新時に評価いたします。更新時には、受講した移行コースの詳細を記載した CPD ログシートとコース修了証をご提出ください。また、審査ログシートには何年版の規格を使用したかを明記してください。

**移行はいつから開始しますか。**

IRCA は、移行コース/ワークショップコースと新規格に照らした審査実績を、2007 年 7 月 1 日実施以降のものから認めます。

推奨される移行トレーニングやセミナーに関する詳細は、IRCA/532 をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、右記までご連絡ください。 [ircajapan@irca.org](mailto:ircajapan@irca.org)。

OH&S 審査員登録に関する詳細は、IRCA ウェブサイトよりご覧ください。 [www.irca.org](http://www.irca.org)。

審査に関する無料の電子マガジン **IRCA インフォ**  
登録ご希望の方は、メール [ircajapan@irca.org](mailto:ircajapan@irca.org) にてご連絡ください。ウェブサイトからも登録できます。  
[www.irca.org](http://www.irca.org)

以上